

## 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 3 年 3 月 15 日

福岡県知事 殿

申請者 〒840-2223  
 住 所 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634番地1  
 大坪産業 株式会社  
 氏 名 代表取締役 陣内 元治  
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）  
 電話番号（TEL） 0952-45-1563

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	積替え、保管を含まない。 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 以上12品目
事務所及び事業場の所在地	事務所 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2634番地1 〒840-2223 電話番号 0952-45-1563 事業場 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛字中大搦 2633番、2632番1、2634番1、2634番2 〒840-2223 電話番号 0952-45-1563
事業の用に供する施設の種類及び数量	車両：ダンプ 1台 キャブオーバ 7台 脱着装置付コンテナ専用車 1台 合計9台
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	積替え保管行為は行わない。
※ 事 務 処 理 欄	

## 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

令和 3 年 3 月 15 日

福岡県知事 殿

申請者 〒840-2223

住所 佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛 2634 番地 1

大坪産業 株式会社

氏名 代表取締役 陣内 元治

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0952-45-1563

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の事業範囲  
産業廃棄物処分業  
の変更許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成28年3月30日 第04000020715号
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	積替え、保管を含まない。 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上3品目については、自動車等破砕物を除く。)、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。)(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。) 以上12品目
変更の内容	汚泥(廃電池に限る。)以上1種類(積替え又は保管を含まない。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)の追加
変更理由	業務の拡大
変更に係る事業の用に供する施設の種類の、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合に限る。)	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事務処理欄	

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の南筑後保健福祉環境事務所で行ってください。